

富士見町町会会則

(名称)

第1条

本会を富士見町町会と称す。

(構成会員)

第2条

本会は富士見町町会の地域内に居住する世帯員を以て構成する。

(事務所)

第3条

本会の事務所を町会長宅に置く。

(目的)

第4条

本会は会員相互の親睦を図り富士見町々自治行政並、諸行事に寄与する事を目的とする。

(役員)

第5条

本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| 1. 町会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2～4名 |
| 3. 会計 | 1～2名 |
| 4. 書記 | 1～2名 |
| 5. 監査 | 2名 |
| 6. 専門部役員 | 若干名 |
| 7. 組長 | 各組1名 |

(職務)

第6条

本会の役員の職務は次の通りとする。

1. 町会長は本会を代表し会務を掌握し各会議の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代理する。
3. 会計は本会の出納に関する一切の事務を掌る。
4. 書記は本会の議事録作成等の事務を担当する。
5. 監査は本会計の監査の任に当たる。
6. 専門部役員は、会長の命を受けて会務を分担する。
7. 組長は組内の会費の徴収そして意見を取り纏めると共に役員会の議題内容を組内に情報提供する。

(役員選出)

第7条

1. 役員は総会において選出する。
2. 組長は各組内会員の互選とする。

(役員任期)

第8条

1. 本会の役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠の為、選任された役員任期は前任者の在任期間とする。
3. 組長の任期は各組内において定める。但し他の役員との兼務と再任は妨げない。

(会議)

第9条

本会の決議は定期総会、臨時総会、役員会により之を行い、必要に応じ会長之を招集する。

(議決)

第10条

本会の定期総会、臨時総会、役員会は出席者の過半数を以て議決し、可否同数の場合は会長が議決する。

(会計および会計年度)

第11条

本会の経費は総て会員の負担とし、会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(帳簿)

第12条

本会に下記の帳簿を備う

1. 役員名簿
2. 金銭出納簿
3. 議事録簿
4. 財産目録
5. 備品台帳

以上

昭和54年9月27日

制定

平成3年5月19日

一部改正

平成29年5月13日

一部改正